



# Creative Colour Awards 2026

## 応募に際する承諾書

### Section A: 応募者様についての情報

氏名(フルネーム):	
役職:	
会社名:	
会社住所:	
会社登記番号(該当する場合):	
ご署名:	
会社印(該当する場合):	

### セクションB: 不動産所有者による承諾書

重要なお知らせ: 本承諾書は、不動産所有者本人(またはその正式に権限を与えられた法定代理人)が署名しなければなりません。

私／私たち\_\_\_\_\_は、\_\_\_\_\_所在の不動産（以下「本物件」といいます）の所有者または所有者の正式な代理人として、\_\_\_\_\_（以下「デザイナー」といいます）が、個人および／または法人として、Nippon Paint Holdings Singapore Pte. Ltd.（以下「主催者」といいます）が主催Creative Colour Awardsに参加する目的で、本物件に対して当該デザイナーが創作を施すことを許可しました。

本承諾書に署名することにより、私は以下に同意します。

1. 私は、デザイナーによる本物件の使用および本物件をCreative Colour Awardsに応募することに同意します。この同意には、応募資料の一部として、本物件の画像または動画(以下「資料」といいます)を作成・使用すること、ならびにかかる画像および動画の複製物を作成・使用することが、その対象として含まれる場合があります。私は、資料が他のコンテンツ、テキスト、グラフィックと組み合わされ、トリミング、加工、改変される場合があることに同意します。
2. さらに、私は、かかる一切の写真、動画、音声記録およびそれらの複製物は、デザイナーの知的財産として存続することに同意します。私は、Creative Colour Awardsへの参加により本物件に生じる一切の付加価値(経済的価値・非経済的価値を問わない)が、本承諾書に基づき許可した権利に対する有効な対価を構成することに同意します。
3. 私は、本物件をCreative Colour Awardsに応募し、資料を提出する一環として、主催者がCreative Colour Awards(現在または将来)に関連するあらゆる目的のために、当該資料を使用する権利 を有することを理解しています。この目的には、宣伝活動(日本ペイントホールディングスグループ(以下「Nippon Paint」といいます) およびそのブランドネットワークのウェブサイト、ソーシャルメディア、ニュースプラットフォームその他におけるものを含む)および関連する広報活動が含まれます。Nippon Paintは、この限定された目的および前記活動のために、当該権利を第三者の委託業者にサブライセンスすることができ、資料を複製し、資料を公衆に視聴させ、または公衆に伝達し、さらに資料を公表させることができます。
4. 私は、本承諾書が必要に応じて私の相続人、譲受人、または本物件に利害関係を主張するいかなる者に対しても拘束力を有することに同意します。
5. 私は、本承諾書が取消不能であり、全世界で有効かつ永続的であることに同意します。
6. 私は、主催者(その関係会社、役員、従業員、代理人および代表者を含む)を、Creative Colour Awardsへの私の参加に起因し、または関連して生じる一切の請求、請求権、訴え、訴因(既知・未知を問わない)から免責し、永続的に免責・解放することに同意します。これには、過失の有無を問わず、人的損害、物的損害または経済的損失に関するものが含まれますが、これらに限定されません。
7. 私は、主催者(その関係会社、役員、従業員、代理人および代表者を含む)を、Creative Colour Awardsへの私の参加および応募、または本承諾書の違反に起因し、または関連して生じる一切の請求、責任、損害、費用および経費(合理的な弁護士費用を含む)から、補償し、防御し、かつ免責することに同意します。
8. 私は、自己が少なくとも18歳以上であり、本承諾書を締結し、本物件に関して本承諾書に定める権利を付与し、本物件に利害関係を有するすべての者を拘束する完全な法的能力および権限を有することを表明し、保証します。
9. 本承諾書およびこれに起因し、または関連して生じる一切の問題、紛争または請求(不法行為、法律または規則違反その他に基づく非契約上の請求を含む)は、シンガポール共和国の法令に準拠し、その法令に従って解釈されるものとします。
10. 本承諾書またはCreative Colour Awardsに起因し、または関連して生じる一切の紛争は、まずSingapore Mediation Centre(「SMC」)における調停に付託され、その時点で有効なSMCの調停手続に従うものとします。いずれかの当事者は、SMCに対して調停申立てを行うことができ、他方当事者は、申立ての日から45日以内に調停に参加する義務を負うものとします。特段の合意がない限り、調停人はSingapore Mediation Centreにより選任されます。調停はシンガポールにおいて英語で実施され、当事者は、調停において成立した和解契約に拘束されることに同意します。
11. 上記の調停によって紛争が解決されない場合、当該紛争はSingapore International Arbitration Centre(「SIAC」)に付託され、最終的には、当該時点では有効なSIAC仲裁規則(以下「SIAC規則」といいます)に従い、SIACにより管理される仲裁により解決されるものとします。SIAC規則は、本条に引用により組み込まれるものとみなされます。仲裁廷は1名の仲裁人で構成され、特段の合意がない限り、当該仲裁人はSIAC会長により選任されます。仲裁の裁判地(seat)はシンガポールとし、仲裁手続の言語は英語とします。仲裁合意を準拠法とする法律はシンガポール法とします。

不動産所有者(または権限ある代理人)の承諾

不動産所有者(または権限ある代理人)の署名:	
不動産所有者(または権限ある代理人)の氏名(フルネーム)::	
住所:	
会社登記番号(該当する場合):	
役職名(該当する場合):	
会社印(該当する場合):	